定　　款

2022年6月23日

日本インシュレーション株式会社

定　款

第１章　　総　　則

第１条（商　号）

当会社は，日本インシュレーション株式会社と称し，英文ではＪＡＰＡＮ ＩＮＳＵＬＡＴＩＯＮ　ＣＯ.，　ＬＴＤ．と表示する。

第２条（目　的）

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

１．けい酸カルシウムおよび化学工業薬品の製造，販売
２．耐火・断熱等熱絶縁材料の製造，販売ならびに設計，施工，監理
３．建材の製造，販売ならびに設計，施工，監理
４．建築の設計，施工，監理
５．塗装工事の設計，施工，監理
６．左官工事の設計，施工，監理
７．解体工事の設計，施工，監理
８．吸音・防音・遮音材料の製造，販売ならびに設計，施工，監理
９．電気絶縁材，電子機械器具の部材の製造，販売
10．各種パッキングおよびガスケットの製造，販売
11．耐火・断熱等熱絶縁に関連する技術コンサルタント業務
12．発電，化学プラントの建設コンサルタント業およびその試運転に係る受託業務
13．化粧品の製造，販売
14．電気，配管，空気調整設備工事および鋼構造物の設計，施工，監理
15．産業用ロボットおよび同付属装置の製造，販売
16．産業廃棄物処理および同機器（粉砕，撹拌，加圧，加熱，成形，乾燥機等）の製作，販売ならびに設置工事
17．産業廃棄物および一般廃棄物の処理および再生ならびに成果物の販売，同機器の製作，販売および設置工事。
18．接着剤およびシール材の製造，販売
19．美術工芸品および室内装飾品の製造，販売
20．文房具，事務用品および事務機器の製造，販売
21．脱臭剤，調湿剤の製造，販売
22．家具用装飾資材の製造，販売
23．発電及び売電事業
24．不動産賃貸事業
25．以上に付帯する業務

第３条（本店の所在地）

当会社は，本店を大阪市に置く。

第４条（公告方法）

当会社の公告方法は，電子公告とする。ただし，事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は，日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

第５条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は，2,400 万株とする。

第６条（単元株式数）

当会社の１単元の株式数は，100 株とする。

第７条（自己株式の取得）

当会社は，取締役会決議によって，市場取引等により自己株式を取得することができる。

第８条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は，以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（３）取得請求権付株式の取得を請求する権利

第９条（株主名簿管理人）

当会社は，株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は，取締役会の決議によって定め，公告する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿は，株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き，株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録，単元未満株式の買取り，その他の株式および新株予約権に関する事務は，株主名簿管理人に取り扱わせ，当会社においてはこれを取り扱わない。

第１０条(株式取扱規定)

当会社の株主名簿への記載または記録，単元未満株式の買取り，その他株式に関する取り扱いおよび手数料については，法令または定款に定めるもののほか，取締役会において定める“株式取扱規定”による。

第１１条（基準日）

当会社は，毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって，その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

２．前項にかかわらず，必要がある場合は，取締役会の決議によって，あらかじめ公告して，一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって，その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　　株主総会

第１２条（招　集）

定時株主総会は毎事業年度終了後３か月以内に招集し，臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第１３条（招集権者および議長）

株主総会は，法令に別段の定めがある場合を除き，取締役会の決議によって取締役社長が招集し，議長となる。

２．取締役社長に欠員または事故あるときは，あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従い，他の取締役が招集し，議長となる。

第１４条（電子提供措置等）

当会社は，株主総会の招集に際し，株主総会参考書類等の内容である情報について，電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は，電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について，議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第１５条（決議の方法）

株主総会の決議は，法令または定款に別段の定めのある場合を除き，出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３０９条第２項の定めによるべき株主総会の決議は，定款に別段の定めがある場合を除き，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の３分の２以上をもって行う。

第１６条（議決権の代理行使）

株主は，当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。

２．前項の場合には，株主または代理人は代理権を証明する書面を，株主総会毎に提出しなければならない。

第１７条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は，議事録に記載または記録する。

第４章　　取締役および取締役会

第１８条（取締役会の設置）

当会社は取締役会を置く。

第１９条（取締役の員数）

当会社の取締役は１５名以内とする。

第２０条（取締役の選任）

当会社の取締役は，株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。

３．当会社の取締役の選任決議については，累積投票によらないものとする。

第２１条（取締役の任期）

取締役の任期は，選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．増員により，または補欠として選任された取締役の任期は，他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第２２条（代表取締役および役付取締役）

当会社は，取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

２．代表取締役は会社を代表し，会社の業務を執行する。

３．取締役会はその決議によって，取締役社長１名を選定し，必要に応じて取締役会長１名および取締役副社長，専務取締役，常務取締役各若干名を選定することができる。

第２３条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は，株主総会の決議によって定める。

第２４条（取締役の責任免除）

当会社は，取締役会の決議によって，取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には，賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．当会社は，非業務執行取締役との間で，会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には，賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく賠償責任の限度額は，金１千万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第２５条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は，各取締役および各監査役に対し，会日の３日前までに発する。ただし，緊急の場合には，この期間を短縮することができる。

２．取締役会は，取締役および監査役の全員の同意があるときは，招集の手続きを経ないで開くことができる。

第２６条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は，法令に別段の定めがある場合を除き，取締役社長が招集し，議長となる。

２．取締役社長に欠員または事故あるときは，あらかじめ取締役会において定めた順序により，他の取締役が招集し，議長となる。

第２７条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は，議決に加わることができる取締役の過半数が出席し，出席した取締役の過半数をもって行う。

第２８条（取締役会の決議の省略）

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的な記録により同意したときは，当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし，監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第２９条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は，議事録に記載または記録し，出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第３０条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は，法令または定款に定めるもののほか，取締役会において定める“取締役会規則”による。

第５章　　監査役および監査役会

第３１条（監査役および監査役会の設置）

当会社は監査役および監査役会を置く。

第３２条（監査役の員数）

当会社の監査役は４名以内とする。

第３３条（監査役の選任方法）

当会社の監査役は，株主総会の決議によって選任する。

２．監査役の選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。

第３４条（監査役の任期）

監査役の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．補欠として選任された監査役の任期は，退任監査役の任期の満了する時までとする。

第３５条（常勤監査役）

監査役会は，その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第３６条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第３７条（監査役の責任免除）

当会社は，取締役会の決議によって，監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について，法令に定める要件に該当する場合には，賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．当会社は，社外監査役との間で，会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には，賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく賠償責任の限度額は，金１千万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第３８条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は，各監査役に対し，会日の３日前までに発する。ただし，緊急の場合には，この期間を短縮することができる。

２．監査役会は，監査役の全員の同意があるときは，招集の手続きを経ないで開くことができる。

第３９条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は，法令に別段の定めがある場合を除き，監査役の過半数をもって行う。

第４０条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し，出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第４１条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は，法令または定款に定めるもののほか，監査役会において定める“監査役会規則”による。

第６章　　会計監査人

第４２条（会計監査人の設置）

当会社は会計監査人を置く。

第４３条（会計監査人の選任）

会計監査人は，株主総会の決議によって選任する。

第４４条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は，選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．会計監査人は，前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは，当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第４５条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は，代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第４６条（会計監査人の責任免除）

当会社は会計監査人との間で，会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には，賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく賠償責任の限度額は，金２千４百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限定額とのいずれか高い額とする。

第７章　　計　　算

第４７条（事業年度）

当会社の事業年度は，毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第４８条（期末配当金）

当会社は，原則として株主総会の決議によって毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当（以下“期末配当金”という。）を支払うこととする。但し、必要に応じて取締役会の決議でこれを行うことができるものとする。

第４９条（中間配当金）

当会社は，取締役会の決議によって，毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し，会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下“中間配当金”という。）をすることができる。

第５０条（配当金の除斥期間）

期末配当金または中間配当金が，その支払開始の日から満５年を経過しても受領されないときは，当会社はその支払の義務を免れるものとする。

２．未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

（附則）

１．変更前定款第１４条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第１４条（電子提供措置等）の新設は，会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

２．前項の規定にかかわらず，施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については，変更前定款第１４条はなお効力を有する。

３．本附則は，施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。